

# 和歌山県不正軽油追放宣言事業所登録事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「不正軽油を追放する和歌山宣言」(平成17年6月9日)の趣旨に賛同する次条に掲げる事業者が、不正軽油の追放に向けて自主的に取り組むための登録制度について定めることにより、正常な軽油流通の促進を図り、もって故郷和歌山からの不正軽油の追放に資することを目的とする。

## (登録対象事業者)

第2条 和歌山県不正軽油追放宣言事業所登録制度の対象事業者は、和歌山県内に事業所を有する軽油の販売業者とする。

## (登録及び公表)

第3条 登録を受けようとする者は、「不正軽油追放宣言事業所」登録申込書(第1号様式)に、不正軽油追放宣言書(第1号の2様式)を添えて、これを和歌山県不正軽油追放対策協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による登録を受けようとする者が次に掲げる事項に該当する場合を除き、これを登録し、「不正軽油追放宣言事業所」登録通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(1) 国税若しくは地方税に関する法令、消防法(昭和23年法律第186号)、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定により罰金以上の刑に処せられた者又は国税通則法(昭和37年法律第66号)、関税法(昭和29年法律第61号)(とん税法(昭和32年法律第37号)及び特別とん税法(昭和32年法律第38号)において準用する場合を含む。)若しくは地方税法(昭和25年法律第226号)規定により通告処分を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していないもの

(2) 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していないもの

(3) 不正軽油の製造、売買、使用その他の不正軽油追放に向けた取組みに反する行為をしていると認められる者

3 前項の登録は、次に掲げる事項を登録台帳(第3号様式)に記帳して行う。

(1) 登録番号及び登録年月日

(2) 事業者名及び所在地

(3) 事業所の名称及び所在地

4 会長は、第2項の規定により登録を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)の名称及び所在地を公表するものとする。

## (変更等の届出)

第4条 前条の規定により登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、同条第3項の登録事項に変更(登録事業所の追加又は一部廃止を含む。)があったときは、変更があった日から7日以内に、「不正軽油追放宣言事業所」変更届(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、その登録を抹消しようとするとき又は登録事業所の全部を廃止しようとするときは、「不正軽油追放宣言事業所」登録抹消申請書(第5号様式)を会長に提出するものとする。

## (登録の変更又は抹消)

第5条 会長は、前条第1項の規定により「不正軽油追放宣言事業所」変更届の提出があったときは、遅滞なく登録事項を変更するものとする。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録事項を抹消するものとする。

- (1) 前条第2項の規定により「不正軽油追放宣言事業所」登録抹消申請書の提出があったとき。
- (2) 次条第1項の規定により、登録を取り消されたとき。
- (3) 登録事業所が廃止され、今後、再開の見込みがないと認められるとき。

(登録の取消し)

第6条 会長は、登録事業者が第3条第2項各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すこととする。

- 2 会長は、前項の取消しを行おうとするときは、当該登録事業者に対し、あらかじめ、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 会長は、登録事業者の登録を取り消したときは、「不正軽油追放宣言事業所」登録取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による登録の取消しに伴う営業上の不利益については、当該登録事業者が負担するものとする。

(登録状況等の報告)

第7条 会長は、登録事業者の登録状況その他必要な事項について、和歌山県不正軽油追放対策協議会において報告するものとする。

(不正軽油追放に向けた取組等)

第8条 会長は、登録事業者に対し、登録事業所数に応じた数量の事業所登録ステッカー(第7号様式)及び広報用ステッカー(第8号様式)を交付するものとする。

- 2 登録事業者は、事業所登録ステッカーを登録事業所ごとに貼り付けることとし、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 3 登録事業者は、広報用ステッカーを登録事業所内の給油機、使用車両等に貼り付け、不正軽油追放のための広報として使用するものとする。
- 4 登録事業者は、第5条第1項の規定により事業所の一部を廃止する登録事項の変更がなされたとき又は同条第2項の規定により登録事項の抹消がなされたときは、その日から7日以内に当該変更又は抹消に係る事業所登録ステッカーを会長に返還しなければならない。
- 5 登録事業者は、不正軽油追放に向けた次に掲げる取組みについて協力するものとする。
  - (1) 和歌山県から配付される不正軽油追放啓発ポスター等の掲示
  - (2) 不正軽油の使用等に関する情報を入手した場合の不正軽油110番電話又は電子メールを利用したの通報

(報告)

第9条 会長は、必要に応じて、登録事業者から第3条第2項に掲げる事項の有無について報告を求めることができる。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、和歌山県総務部総務管理局税務課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この要綱による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。